

枚方市条例第 21 号

枚方市税条例の一部を改正する条例

枚方市税条例（平成14年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第91条第1号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ハに掲げるものを除く。）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの
年額 2,000円

附則第13条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第14条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第32条中「第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則 [令和7年3月31日公布]

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第14条第14項の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第91条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。